

議案第20号

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例（平成18年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2の53の項第1号ウ中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号ウ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 19,000円

別表第2の53の項第2号ウ中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号ウ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 145,000円

別表第2の53の項第2号エ中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号エ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 317,000円

別表第2の53の項第2号オ中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号オ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号オ中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 118,000円

別表第2の55の項第1号ウ中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号ウ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 9,500円

別表第2の55の項第2号ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 72,500円

別表第2の55の項第2号エ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号エ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 158,500円

別表第2の55の項第2号オ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号オ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号オ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 59,000円

別表第2の57の項第1号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第35条第1項の認定又は建築物省エネ法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

別表第2の57の項第1号ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,000円

別表第2の57の項第1号イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを

(エ) から (カ) までとし、同号イ (イ) 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ中 (イ) を (ウ) とし、(ア) の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
の 9,500円

別表第2の57の項第2号ア中 (カ) を (キ) とし、(ウ) から (オ) までを (エ) から (カ) までとし、同号ア (イ) 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中 (イ) を (ウ) とし、(ア) の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
の 334,000円

別表第2の57の項第2号イ中 (カ) を (キ) とし、(ウ) から (オ) までを (エ) から (カ) までとし、同号イ (イ) 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ中 (イ) を (ウ) とし、(ア) の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
の 130,000円

別表第2の57の項第3号ア中 (カ) を (キ) とし、(ウ) から (オ) までを (エ) から (カ) までとし、同号ア (イ) 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中 (イ) を (ウ) とし、(ア) の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
の 167,000円

別表第2の57の項第3号イ中 (カ) を (キ) とし、(ウ) から (オ) までを (エ) から (カ) までとし、同号イ (イ) 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ中 (イ) を (ウ) とし、(ア) の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
の 65,000円

別表第2の58の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項第1号中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同号ウ中 (カ) を (キ) とし、(ウ) から (オ) までを (エ) から (カ) までとし、同号ウ (イ) 中

「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
の 19,000円

別表第2の58の項第3号ア中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号ア（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
の 334,000円

別表第2の58の項第4号ア中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号ア（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
の 130,000円

別表第2の59の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表60の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項第1号中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同号ウ中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号ウ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
の 9,500円

別表第2の60の項第3号ア中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号ア（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
の 167,000円

別表第2の60の項第4号ア中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号ア（イ）中「300平方メートル」を「1,000

平方メートル」に改め、同号ア中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
の 65,000円

別表第2の61の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表62の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項第1号中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同号ウ中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号ウ（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
の 19,000円

別表第2の62の項第3号イ（ア）中「床面積」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合する建築物については、共用部分の床面積を除く。以下このイにおいて同じ。）」を加え、同項第4号ア中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号ア（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
の 334,000円

別表第2の62の項第5号ア中（カ）を（キ）とし、（ウ）から（オ）までを（エ）から（カ）までとし、同号ア（イ）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア中（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ）床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
の 130,000円

別表第2の63の項第1号アからカまで以外の部分を次のように改める。

建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第35条第1項の認定又は建築物省エネ法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

別表第2の63の項第1号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号

イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
9,500円

別表第2の63の項第2号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
167,000円

別表第2の63の項第3号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
65,000円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第2の57の項第1号ア及びイ以外の部分、同表62の項第3号及び同表63の項第1号アからカまで以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

令和3年2月19日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正により、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象規模が拡大することに伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等に新たな区分を定めるとともに、所要の改正をし、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。